20,265点
（生活療養を受ける場合にあっては、20,161点）
イチ　Ｋ６３３　ヘルニア手術　５　鼠径ヘルニア（15歳以上に限る。）24,204点
（生活療養を受ける場合にあっては、24,100点）
イリ　Ｋ６３４　腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（３歳未満に限る。）
62,039点
（生活療養を受ける場合にあっては、61,935点）
イヌ　Ｋ６３４　腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（３歳以上６歳未満に限る。）
48,654点
（生活療養を受ける場合にあっては、48,550点）
イル　Ｋ６３４　腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（６歳以上15歳未満に限る。）
36,912点
（生活療養を受ける場合にあっては、36,808点）
イヲ　Ｋ６３４　腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（15歳以上に限る。）
47,734点
（生活療養を受ける場合にあっては、47,630点）
イワ　Ｋ７２１　内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術　１　長径２センチメートル未満
12,113点
（生活療養を受ける場合にあっては、12,009点）
イカ　Ｋ７２１　内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術　２　長径２センチメートル以上
16,365点
（生活療養を受ける場合にあっては、16,261点）
イヨ　Ｋ７４３　痔核手術（脱肛を含む。）　２　硬化療法（四段階注射法によるもの）
9,897点
（生活療養を受ける場合にあっては、9,793点）
イタ　Ｋ７４７　肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術（肛門ポリープ切除術に限る。）
10,566点
（生活療養を受ける場合にあっては、10,462点）
イレ　Ｋ７４７　肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術（肛門尖圭コンジローム切除術に限る。）
8,020点
（生活療養を受ける場合にあっては、7,916点）
イソ　Ｋ７６８　体外衝撃波腎・尿管結石破砕術（一連につき）24,944点
（生活療養を受ける場合にあっては、24,840点）
イツ　Ｋ８２３－６　尿失禁手術（ボツリヌス毒素によるもの）24,548点
（生活療養を受ける場合にあっては、24,444点）
イネ　Ｋ８３４－３　顕微鏡下精索静脈瘤手術　22,745点
（生活療養を受ける場合にあっては、22,641点）
イナ　Ｋ８６７　子宮頸部（膣部）切除術　15,614点
（生活療養を受ける場合にあっては、15,510点）
イラ　Ｋ８７２－３　子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術　１　電解質溶液利用のもの　21,261点
（生活療養を受ける場合にあっては、21,157点）
イム　Ｋ８７２－３　子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術　２　組織切除回収システム利用によるもの　16,876点
（生活療養を受ける場合にあっては、16,772点）
イウ　Ｋ８７２－３　子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術　３　その他のもの　18,143点
（生活療養を受ける場合にあっては、18,039点）
イヰ　Ｋ８７３　子宮鏡下子宮筋腫摘出術　１　電解質溶液利用のもの　35,148点
（生活療養を受ける場合にあっては、35,044点）
イノ　Ｋ８７３　子宮鏡下子宮筋腫摘出術　２　その他のもの　32,440点
（生活療養を受ける場合にあっては、32,336点）
イオ　Ｋ８９０－３　腹腔鏡下卵管形成術　95,723点
（生活療養を受ける場合にあっては、95,619点）
イク　Ｍ００１－２　ガンマナイフによる定位放射線治療　59,673点
（生活療養を受ける場合にあっては、59,569点）

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める手術を行った場合（同一の日に入院及び退院した場合に限る。）は、短期滞在手術等基本料１を算定する。ただし、当該患者が同一の疾病又は負傷につき、退院の日から起算して７日以内に再入院した場合は、当該基本料は算定しない。

２　別に厚生労働大臣が定める保険医療機関において、当該手術を行った場合（入院した日から起算して５日までの期間に限る。）は、短期滞在手術等基本料３を算定する。ただし、当該患者が同一の疾病につき、退院の日から起算して７日以内に再入院した場合は、当該基本料は算定しない。

３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、以下に掲げる手術を行った場合（入院した日から起算して５日までの期間に限る。）は、入院手術対応加算として、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ　Ｋ０３０　四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術　７　手軟部腫瘍摘出術　462点
ロ　Ｋ０７０　ガングリオン摘出術　１　手部ガングリオン摘出術　411点
ハ　Ｋ０９３－２　手根管開放手術（内視鏡下）　568点
ニ　Ｋ２０２　涙管チューブ挿入術　１　涙道内視鏡を用いるもの（片側）
273点
ホ　Ｋ２１７　眼瞼内反症手術　２　皮膚切開法（片側）　206点
ヘ　Ｋ２１９　眼瞼下垂症手術　１　眼瞼挙筋前転法（片側）　347点
ト　Ｋ２１９　眼瞼下垂症手術　３　その他のもの（片側）　331点
チ　Ｋ２２４　翼状片手術（弁の移植を要するもの）（片側）　265点
リ　Ｋ２５４　治療的角膜切除術　１　エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。）（片側）　477点
ヌ　Ｋ２６８　緑内障手術　６　水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術（片側）
1,043点
ル　Ｋ２８２　水晶体再建術　１　眼内レンズを挿入する場合　ロ　その他のもの（片側）　548点
ヲ　Ｋ６１６－４　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　１　初回（透析シャント閉塞又は高度狭窄の場合）　767点
ワ　Ｋ６１６－４　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　１　初回（その他の場合）　767点
カ　Ｋ６１６－４　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　２　１の実施後３月以内に実施する場合　802点
ヨ　Ｋ６１７　下肢静脈瘤手術　２　硬化療法（一連として）　235点
タ　Ｋ６１７－４　下肢静脈瘤血管内焼灼術　552点
レ　Ｋ６１７－６　下肢静脈瘤血管内塞栓術　645点
ソ　Ｋ７２１　内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術　１　長径２センチメートル未満　366点
ツ　Ｋ７４３　痔核手術（脱肛を含む。）　２　硬化療法（四段階注射法によるもの）　298点
ネ　Ｋ７４７　肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術（肛門ポリープ切除術に限る。）　316点
ナ　Ｋ７４７　肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術（肛門尖圭コンジローム切除術に限る。）　240点